

高齢者等閉じこもり予防活動車両 利用の手引き

初版 令和2年5月

改正 令和3年4月

事業概要

本事業は、町で所有する送迎車両を、行政区自治会やボランティアグループに無償で貸し出すものです。

目的

高齢者や障がい者が自宅に閉じこもることによって生じる諸課題（例えば、社会的に孤立して安否不明となること、交流機会の欠如から認知症が進行すること、さらには地域住民間の関係希薄化が様々な地域活動を不活性化し、災害時等への対応能力を低下させることなど。）を避けるために実施するものです。

この事業の特徴は、高齢者等を直接支援するのではなく、地域で自宅に閉じこもることを防ぐ活動（例えば、高齢者サロンなどの寄り合い活動や区の行事に出てこられない人を連れ出す活動など。）に取り組む人々を支援することで、高齢者等を支援するという間接支援の方法をとることです。

よって、車両の貸出は、閉じこもり予防活動に取り組む行政区自治会、ボランティアグループを対象とします。

車両の装備

トヨタノア8人乗り4WDです。

トヨタノアは高齢者等に配慮し、後部左側スライドドアには、オートステップがついていますので、開扉時には踏み台が出てきます。また、乗車に掴みやすい手すりを後部左側乗車口に、着席時に握れるグリップを後部各席に配置しています。そのほか、後部バックビューモニター、4方向のコーナーセンサーが装備されています。

用途の限定

車両の用途は、何にでも使えるというわけではありません。特に老人クラブや友達会の旅行など、専ら会員相互の親睦を目的にしたものは利用できません。また、通院についても、治療を目的としたものですので利用できません。

ただし、サロン会場までの送迎といった具体的例示事案のほかは、個別事案について本事業の目的に沿っているか（特に、安価な交通手段として認識していないかどうか）、社会通念上適切かどうか、などの点から利用の可否を決定します。

例えば、老人会が使用する場合、目的が単に旅行であれば、会員相互の親睦を目的としたのであって認められませんが、利用目的が高齢者の閉じこもりを防止するものであって、利用対象者がこれまで行事に参加できなかった高齢者であり、車両を活用した送迎によって社会参加を促し、外出へと導くようなものであれば、許可の対象となりえます。

町の負担

車両の管理費用、自賠責及び任意保険、燃料費は原則として町が負担します。

地域の負担

行政区自治会やボランティアグループは、事業の企画及び実施、運転手の調達、運転手のボランティア保険費用等を負担していただきます。

なお、運転されるボランティアの方には、必ずボランティア保険に加入していただくことにしています。 広川町社会福祉協議会において手続きを行ってください。（保険料は、年間300円もしくは450円程度です。）

貸出手続きの手順

申請書の提出及び審査

別紙の様式第1号の申請書の必要事項を記入し、使用に関する誓約事項をご確認のうえ署名・捺印いただき、利用する1か月前から3日前までに、福祉課 高齢者支援係の窓口にご持参ください。

ただし、年間計画に基づき活動される方は、当初の申請時に年間計画書を添付されると、1か月以上前から予約することもできます。

窓口では、内容を精査し、形式上の不備がないか、及び事業目的と合致しているかを審査します。内容が事業目的に沿わない場合は、利用を許可できない場合もあります。本事業の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

なお、目的地については、目的に必要な施設が町内に存在しないなどの特別な場合を除き、原則として町内での使用に限ります。

許可書の受取

利用決定の決裁後、申請者に連絡しますので、「広川町高齢者等閉じこもり予防活動車両貸出許可書」（以下「許可書」という。）を受け取ってください。

鍵及び車両の受取及び車両の確認

実際に使用する日には、許可書を確認したうえで鍵を渡しますので、必ず許可書をご持参ください。

車両の受け渡し時には、職員と一緒に車両の傷・ヘコミを確認し、使用者・職員がともに署名することになっています。また、前照灯・ブレーキランプ・ウインカー・クラクション等に異常がないかも、運転者ご自身で確認してください。

閉庁日に利用される場合は、事前にご相談ください。

使用中の留意事項

使用にあたっては、以下の点に留意してください。

- ①安全運転に努めること。特に、高齢者は車内での転倒リスクが高いため、乗車後は着席して手すり保持などの姿勢を確保したのを確認してから発車するなど、細心の注意を払うこと。
- ②使用中は、車両後方に「助け合い活動支援中」のステッカーを貼り付けておくこと。ただし、天候や道路状況（高速走行等）により、はがれる恐れがある場合は、落下による二次的 사고を避けるために必ずしも貼り付けないこと。
- ③後部座席左側のオートステップ機能により、自動で足元にステップが出てくるため、開扉する際に出てきたステップで利用者が足を打たないように、下がって待たせること。
- ④バックモニターやコーナーセンサーはあくまで補助機能として使用することとし、目視を基本とすること。
- ⑤そのほか、必要に応じて町職員が伝える留意事項を遵守してください。

鍵及び車両の返却及び状態確認

鍵及び車両の返却は駐車場内にて行います（車庫入れは職員が行います。）車両使用記録簿への記入、車内の清掃をお願いします。車体の傷・ヘコミ等がないか、必ず確認してください。

閉庁日に利用される場合は、事前にご相談ください。

事故時の対応

事故が発生した場合は、警察へ届け出るとともに、すぐに福祉課 高齢者支援係（Tel 0943-32-1113）へ連絡してください。

負傷者がいる場合は、負傷者の救助を最優先に行ってください。

事故後は、「広川町貸出車両事故報告書」をお渡ししますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

使用者の責めに帰さない事由による車両の損傷（当て逃げされた等）についても、事故報告書を提出してください。

補償について

事故による損害補償については、町が加入する任意保険、送迎サービス補償（Bプラン）及び運転手に加入していただくボランティア保険が適用される範囲内で行います。

個人が加入されている保険や、行政区自治会が独自に加入されている自治会活動保険が適用されるかどうかは、各自でご確認ください。

また、事故後の保険請求事務に伴い、加入する任意保険会社や広川町社会福祉協議会から協力を依頼することもありますので、手続き完了までご協力をお願いいたします。

事故の原因が、使用者の故意または重大な過失である場合は、使用者に損害賠償請求を行いますので、運転にはご注意ください。

利用時間について

利用は原則として1日に限ります。2日以上連続して利用する場合は、毎日指定の場所へ返却をお願いします。

公共交通との関係

本事業は交通手段ではなく、閉じこもりを予防し、日常的な社会参加を促す活動を目的とした事業にのみ貸出しを許可するものです。よって、使用目的が安価な交通手段として活用しようとする場合は貸出しを不許可とします。

そのほか

事業の運用上、上記に変更すべき点が生じた場合や、災害時等で緊急に町が使用する必要がある場合、整備上の問題から貸出に適さない場合等は、福祉課長の指示に従ってくださいますようお願いいたします。



車両外観（トヨタノア）



手すり及びオートステップ



バックモニター



コーナーセンサー

この手引きに関するお問い合わせは下記まで

広川町役場 福祉課 高齢者支援係 ☎0943-32-1113